町から支援情報のお知らせ

※本情報は、10月23日時点のものです。最新の情報は、町公式ウェブサイトでご確認ください。

固定資産税の減免

町税務課　☎096-234-1112

▶**対象者**

令和８年熊本地震により、町内の土地・家屋・償却資産に被害を受けた方

▶**内容**

損害の割合等に応じ、令和８年７月28日（火）以降に納期限が到来する固定資産税を減免します。

▶**申請に必要なもの**

・土地

減免申請書、被災状況が分かる写真

・家屋

り災証明書の判定において**職権にて減免を決定しますので、申請は必要ありません。**

・償却資産

減免申請書、被災状況が分かる写真、償却資産の修理に要する見積書または領収書等

詳細は、町公式ウェブサイトへ
「町税などの減免について」▶

国民健康保険税の減免

町税務課　☎096-234-1112

▶**対象者**

令和８年熊本地震により、死亡もしくは障がい者となった方、または居住する住宅に半壊以上の損害を受けた方

▶**内容**

損害の割合等に応じ、令和８年７月28日（火）以降に納期限が到来する国民健康保険税を減免します。

▶**申請に必要なもの**

減免申請書、り災証明書（写しでも可）

※住家被害の減免の対象となる方は、**申請の有無に関わらず職権にて減免を行います。**

詳細は、町公式ウェブサイトへ
「町税などの減免について」▶

家屋の公費解体

町環境衛生課（町水道管理センター内）　☎096-234-1169

公費解体については、町生涯学習センター（町役場）ギャラリーモールに特設窓口を開設し、申請を受け付けています。

▶**公費解体申請受付場所**

町生涯学習センター（町役場）
ギャラリーモール特設窓口

▶**受付日時**

平日午前９時～午前11時30分、午後１時30分～午後４時

詳細は、町公式ウェブサイトへ
「被災家屋の公費解体について」▶

災害廃棄物仮置き場について

●**受け入れ場所**

仮置き場（旧白旗グラウンド）早川2100番地2

●**受け入れ日時**

毎週金・土曜日
午前９時～午前11時30分、午後１時～午後４時

●**受付時に必要なもの**

公費解体申込書の写し

※公費解体以外の受け入れは、特別な理由がある方で「災害ごみ搬入許可書」をお持ちの方のみ可能です。許可書の発行は、町環境衛生課（町水道管理センター内）で行っています。

▶**「災害ごみ搬入許可書」申請に必要なもの**

・り災証明書または被災証明書

※申請時に持ち込み予定の災害ごみの内容および搬入理由の聞き取りを行います。

●公費解体以外の災害ごみの受け入れは、11月28日（土）をもって閉鎖いたします。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

詳細は、町公式ウェブサイトへ
「災害廃棄物仮置き場について」▶

令和８年熊本地震で被害を受けた方へ

り災証明書の発行受付終了について

町税務課　☎096-234-1112

発災直後から開始した「り災証明書」の申請受付について、申請件数が減少してきたことから、11月30日（月）をもって終了します。

公的支援の申請などで証明書を必要とする方は、お早めの申請をお願いします。なお、被害認定調査については、当面の間継続してまいります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

▶**申請に必要なもの**

被災状況が分かる写真

▶**申請受付期間**

11月30日（月）まで

※期間後に申請を希望する場合は、町税務課にご相談ください。

詳細は、町公式ウェブサイトへ「り災証明書の申請について」▶

（住家）　（非住家）

後期高齢者医療保険料の減免

町住民生活課　☎096-234-1113

令和８年７月28日（火）時点で本町に住所があり、地震による被害で以下のいずれかに該当する後期高齢者医療保険の被保険者は、保険料が減免される場合があります。

▶**対象となるケース**

①「主たる生計維持者」が、地震により死亡または重篤な傷病を負った方

②「主たる生計維持者」が地震による被害で行方不明となった方

③「主たる生計維持者」の「事業・不動産・山林・給与」のいずれかの収入が「前年より３割以上減る見込み」「前年の合計所得が1,000万円以下」「減る収入以外の前年所得が400万円以下」のすべてを満たす方

④主たる生計維持者が「居住する住宅」に損害を受けた方（住宅を解体した方）

⑤被保険者本人が主たる生計維持者ではなく、その本人が地震による被害で行方不明となった方

▶**申請に必要なもの**

①被災したことが分かる書類、医師の診断書

②被災したことが分かる書類

③被災したことが分かる書類、収入減少が分かる書類、保険金等の補填額が分かる書類、令和７年所得が分かる書類、令和８年収入見込みが分かる書類

④り災証明書

⑤被災したことが分かる書類

※町から発行のり災証明書（住家）において半壊以上となった方は申請は不要です。ただし、①～③・⑤に該当する方、または、住宅を解体した方は別途お申し出ください。

軽減の割合などの詳細は、町公式ウェブサイトをご覧になるかお問い合わせください。

詳細は、町公式ウェブサイトへ「後期高齢者医療保険料の減免」▶

個人住民税（町県民税）の減免

町税務課　☎096-234-1112

▶**対象者**

令和８年熊本地震により、死亡もしくは障がい者となった方、または居住する住宅に半壊以上の損害を受けた方

▶**内容**

損害の割合等に応じ、令和８年７月28日（火）以降に納期限が到来する個人住民税を減免します。

▶**申請に必要なもの**

減免申請書、り災証明書（写しでも可）

※住家被害の減免の対象となる方は、申請の有無に関わらず職権にて減免を行います。

詳細は、町公式ウェブサイトへ「町税などの減免について」▶